

令和3年第2回東広島市議会臨時会

提 出 議 案 説 明 書

令和3年4月

目 次

承認案第 77 号	専決処分の承認について…………… 1 (財務部市民税課・資産税課)
承認案第 78 号	専決処分の承認について…………… 4 (財務部資産税課)

承認案第77号

専決処分の承認について（東広島市税条例等の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法等の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 個人の市民税

(ア) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書（以下「扶養親族申告書等」という。）の提出の際に經由すべき給与支払者等が電磁的方法による当該扶養親族申告書等に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、当該扶養親族申告書等の提出に代えて当該扶養親族申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により当該給与支払者等に提供することについて、税務署長の承認を不要とする。（第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の9関係）

(イ) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除について、一定の要件を満たす場合に、その適用の期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する。（附則第25条関係）

イ 固定資産税

(ア) 平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地のうち家屋等の敷地の用に供されていないもので一定の者が所有するものについて、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けようとする場合の申告書の提出期限を、賦課期日の属する年の1月31日とするとともに、申告書に記載すべき事項等について規定を整備する。（附則第10条の4関係）

(イ) 類似の利用価値を有すると認められる地域の地価が下落した場合において令和元年度又は令和２年度における修正価格をこれらの年度分の課税標準とする特例措置を、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税についても、引き続き講ずる。（附則第１１条の２関係）

(ウ) 土地に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税について講じた税負担の調整措置を、令和３年度から令和５年度分の固定資産税についても、引き続き講ずるとともに、令和３年度分に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する場合に、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずる。（附則第１２条、附則第１３条関係）

(エ) 賦課期日における宅地等の用途が前年度の賦課期日における宅地等の用途と異なる場合に従前から当該変更後の宅地等の用途であったものとみなして各年度分の課税標準を算出する調整措置を、令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税についても、引き続き講ずる。（附則第１２条の２関係）

ウ 特別土地保有税

宅地等の税負担の調整措置の適用を受ける場合における平成３０年度から令和２年度までの各年度分の特別土地保有税に係る特例措置を、令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税についても、引き続き講ずる。（附則第１５条関係）

エ 軽自動車税

(ア) 自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものを取得した場合の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を、令和３年１２月３１日まで延長する。（附則第１５条の２関係）

(イ) 営業用の３輪以上の軽自動車であって乗用のもの等に係る燃費性能に応じた種別割の軽減措置（グリーン化特例）について、適用期間を２年間延長する。（附則第１６条関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和３年４月１日

イ 経過措置

(ア) 個人の市民税に関する規定

施行日以後に提出する扶養親族申告書等について適用する。

(イ) 固定資産税に関する規定

令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(ウ) 軽自動車税に関する規定

a 環境性能割

施行日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

b 種別割

令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 専決処分年月日

令和 3 年 3 月 3 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認案第78号

専決処分の承認について（東広島市都市計画税条例の一部改正）

（財務部資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 条例において引用している地方税法の条項を整理する。（附則第2項、附則第13項関係）

イ 土地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税について講じた税負担の調整措置を、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税についても引き続き講ずるとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する場合に、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずる。（附則第4項、附則第5項、附則第6項、附則第7項、附則第8項、附則第9項関係）

ウ 賦課期日における宅地等の用途が前年度の賦課期日における宅地等の用途と異なる場合に従前から当該変更後の宅地等の用途であったものとみなして各年度の課税標準を算出する調整措置を、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税についても、引き続き講ずる。（附則第15項関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 専決処分年月日

令和3年3月31日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。